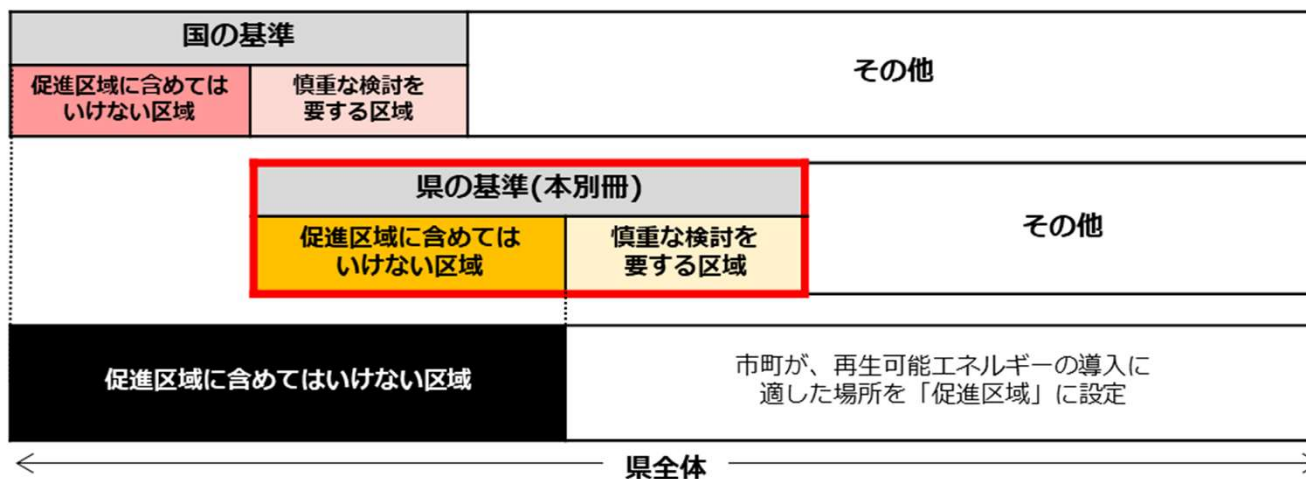


■ 促進区域の制度概要及び県基準策定の趣旨は以下のとおりです。

- 2050年カーボンニュートラル実現に向けて、再生可能エネルギーの最大限の導入が求められています。地域資源である再生可能エネルギーは、その活用の仕方によって、地域を豊かにしうるものとなる一方で、その導入に当たっては、景観への影響・自然環境への影響・生活環境への影響・災害等といった様々な懸念や問題が生じていることを踏まえ、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全等が必要となっています。
- このような背景の下、国は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）を改正し、「地域に役立つ再生可能エネルギーの導入により脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業。以下「促進事業」という。）」を推進する制度を創設しました。
- この制度において市町は、促進事業に関する事項として、促進事業の対象となる区域（以下「促進区域」という。）、促進区域において整備する施設（地域脱炭素化促進施設）の種類及び規模・設置形態等、施設の整備と併せて実施すべき取組（地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組）などを定めるよう努めることとされ、促進区域の設定にあたっては、環境保全に係る国・県の基準に基づくこととされています。
- 本県としては、地域と調和した再生可能エネルギーの導入を図るため、市町が適切に促進区域を設定できるよう、地域の自然的社会的条件に適した基準（以下「県基準」という。）を定めます。

図1 県基準のイメージ図



～補足：促進区域の設定から促進事業の実施まで～

- ・市町と地域協議会（住民、有識者等）が、事業者が実施すべき地域に役立つ取組等について合意形成し、市町が促進区域を設定する。
（例）再エネ電気を地域内に安価に提供
災害用電源として再エネ電気を提供
- ・事業者が、合意形成された内容に即して促進事業を計画し、市町に申請する。
- ・市町が、地域協議会の同意を得た上で、計画を認定する。
- ・事業者が、法令手続きを経た上で、促進事業を実施する。
※窓口ワンストップ化等の優遇措置あり

→「促進区域」は、あらかじめ合意形成された再エネの適地となり、適切な立地を誘導する効果が期待される。

■ 県基準(案)の概要は以下のとおりです。

● 対象とする地域脱炭素化促進施設の種類の種類

太陽光発電施設、風力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設、バイオマス発電施設

※既存の建築物の屋根、壁面等に設置する太陽光発電施設には県基準の区域分けや環境配慮事項を適用しません。国の基準のみが適用されます。

● 区域分け

「促進区域に含めてはいけない区域」と「慎重な検討を要する区域」を定めるものです。太陽光発電施設・バイオマス発電施設の区域分けは右図のとおりとし、風力発電施設・水力発電施設・地熱発電施設は国の区域分けが適用されるものとしします。

※農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、農地法に基づく区域分けの基準(甲種農地を除く。)を適用しません。

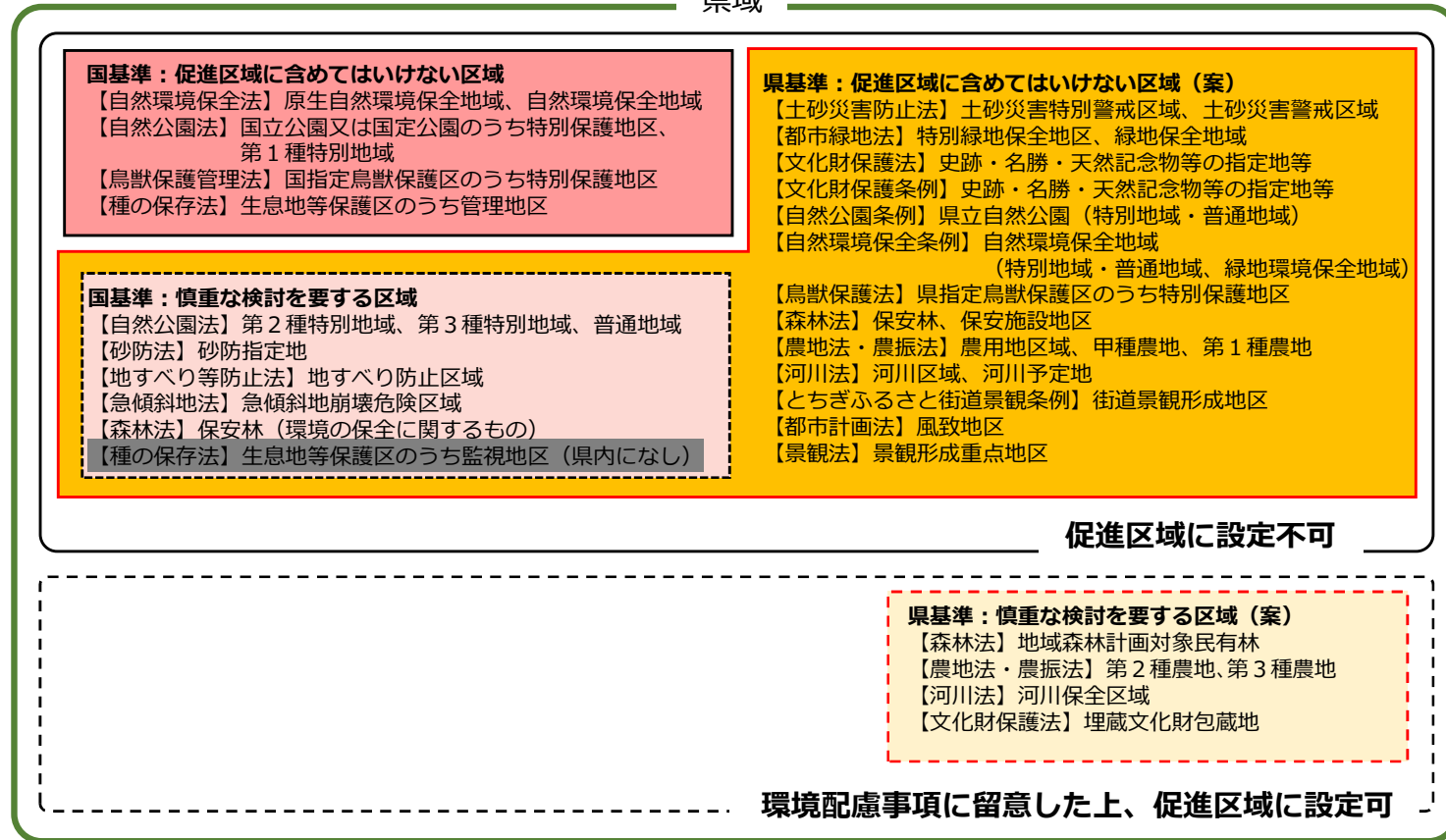
● 環境配慮事項

市町が促進区域の設定や促進事業の認定を行うに当たっての留意事項と、留意する際に収集すべき情報及びその収集方法を、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに定めるものです。

※農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に基づき設備整備計画を作成済み若しくは作成予定の再生可能エネルギー事業については、第2、3種農地に関する環境配慮事項の考慮は要しません。

・以上の内容を「気候変動対策推進計画」の別冊として策定し、必要に応じて見直しします。

図2 県基準(案)のイメージ図



環境配慮事項の一例

太陽光/風力発電施設の環境配慮事項

- 〈留意事項〉発電施設の設置に伴う開発行為等が防災対策に影響を及ぼさないこと
- 〈収集すべき情報〉砂防指定地、地すべり防止区域(ほか)
- 〈収集方法〉とちぎ土砂災害警戒区域マップ(ほか)

全種類の発電施設の環境配慮事項

- 〈留意事項〉事業に先立ち注目すべき種の生息情報を調査し、保全に必要な措置を講じること
- 〈収集すべき情報〉鳥獣保護区の特別保護区、生息地等保護区の管理地区(ほか)
- 〈収集方法〉栃木県HP「鳥獣保護区等位置図」(ほか)